



## 質問

滞納管理費等の支払い請求において少額訴訟等の裁判を行う場合、総会決議は必須ですか。



## 回答

区分所有法第26条第4項によれば、「管理者は、規約又は集会の決議により、その職務に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる」としております。規約に定めがなければ総会決議を要することとなり、規約に定めがあればそれに従うこととなります。

マンション標準管理規約第60条（管理費等の徴収）では「理事長は未納の管理費等の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を進行することができる」として、理事会決議のみで訴訟（裁判）を行うことができますこととしています。

なお、法的措置の進行等にあたり、弁護士等専門家に依頼する場合にはこれに伴う費用が発生するため、予め総会決議により想定される費用について予算化しておくことが望ましいと考えられます。

### 【参考】

区分所有法

第26条（権限）

- 4 管理者は、規約又は集会の決議により、その職務に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる」。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。